

近畿地方整備局 福井河川国道事務所
資料配布

配布日時	平成26年10月10日 14時00分
------	-----------------------

件名	九頭竜川河川敷樹木の採取希望者の公募を試行! ～伐採した樹木を無償で差し上げます～
----	--

概要	<p>国が管理している九頭竜川河川敷の樹木を伐採・採取を希望する方（申請者）の公募試行します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●【樹木採取場所】九頭竜川右岸河川敷（坂井市丸岡町宇随地先）</li><li>●【募集期間】平成26年10月16日から10月28日まで</li><li>●【樹木採取料（占用料）】 無償にて提供 但し、福井県への「免除申請書」の提出が必要</li><li>●【伐採植種】広葉樹（ヤナギ、エノキ、クヌギ等）</li><li>●【採取期間】平成26年12月1日から平成27年2月28日まで（予定）</li></ul>
----	---

取扱い	
-----	--

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 福井県政記者クラブ
------	------------------------------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 副所長（河川） <small>いそかわ まさし</small> 五十川 政志（内線204） 河川管理第一課長 <small>すぎたに やすひこ</small> 杉谷 泰彦（内線331） TEL 0776-35-2661
--------	--

# 九頭竜川河川敷樹木の採取希望者の公募を試行!

## 1. 公募の趣旨

河道内に繁茂する樹木は、洪水時の流下能力の阻害や巡視時における視界を遮られることがあるなどの支障により、福井河川国道事務所では、順次、河川内の樹木の伐採作業を進めています。一方、伐採した樹木は、飼料や燃料として地域にとって有用な材となっています。そこで、樹木伐採に要する費用のコスト縮減及び木材資源の有効活用を図ること、並びに選定に関する公平性・透明性・客観性を重んじるための試みとして、樹木を伐採して採取する事を希望する者（企業・団体・個人）を河川法第25条の規定に基づき公募いたします。

## 2. 公募の概要

### (1) 樹木採取の基本的な考え方

- ①伐採場所は、九頭竜川 右岸河川敷。詳細な範囲については別添参照。  
(坂井市丸岡町宇随地先 約 6.6 ha、河口からの距離 23.2k ~ 23.6k)
- ②樹木の種類は、主に広葉樹（ヤナギ、エノキ、クヌギ等）です。
- ③伐採の際は地上から 80cm 以下の位置で切断すること。
- ④枝葉は現場より回収して搬出していただきます。
- ⑤野鳥や水棲生物に配慮するため、予め定めた箇所は伐採できないものもあります。詳細は福井河川国道事務所の担当者へ確認下さい。

### (2) 公募から採取までの考え方

- ①採取希望者は、下記ホームページに掲載しています申込用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に福井河川国道事務所担当者宛に郵送又は FAX にて提出下さい。
- ②応募資格については、下記ホームページの募集要領をご覧ください。  
<http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/> (福井河川国道事務所 HP)
- ③申込受付期間は、平成26年10月16日~平成26年10月28日。  
(郵送の場合は10月28日必着)
- ④樹木採取者の選定にあたっては、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見て採取の効果等を総合的に評価し、申請者を選定します。
- ⑤樹木採取者は河川法25条の許可手続きを行い、採取期間の平成26年12月1日から平成27年2月28日まで採取を実施

### (3) 樹木採取料（占用料）

河川法第25条の許可にかかる採取料（占用料）については、河川法第32条の規定により福井県が徴収（河川法施行条例）。なお、今回の試行事業にかかる採取料(占用料)は、福井県に「免除申請書」を提出すれば全額免除されます。

#### (4) 河川法の許可手続き

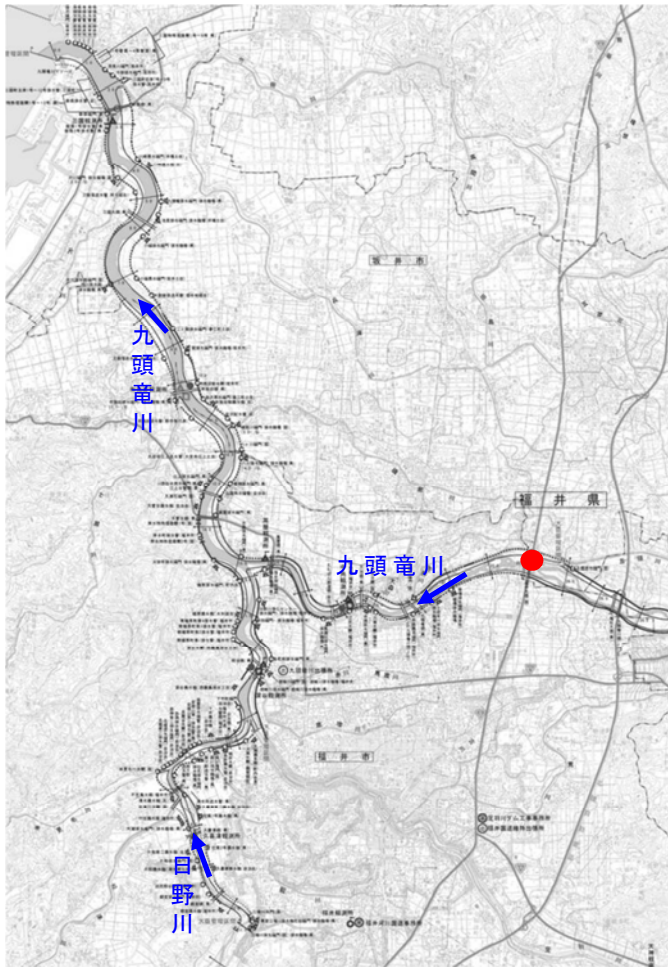
本公募の決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類（下記 HP 参照）を添えて福井河川国道事務所に河川法第25条の許可に基づく申請を行い、許可を受ける必要があります。

[http://www.kkr.mlit.go.jp/river/riyou/kyoka\\_index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/river/riyou/kyoka_index.html)（近畿地方整備局河川部 HP）

#### 3. 応募申込、問合せ先

- 郵送 〒 918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7
- 電話 0776-35-2791
- FAX 0776-35-7946
- 担当者 福井河川国道事務所 河川管理第一課 河川管理係 宛

公募型樹木等採取位置図



< 九頭竜川流域図 >

■ 樹木繁茂状況 (9月25日撮影)

①

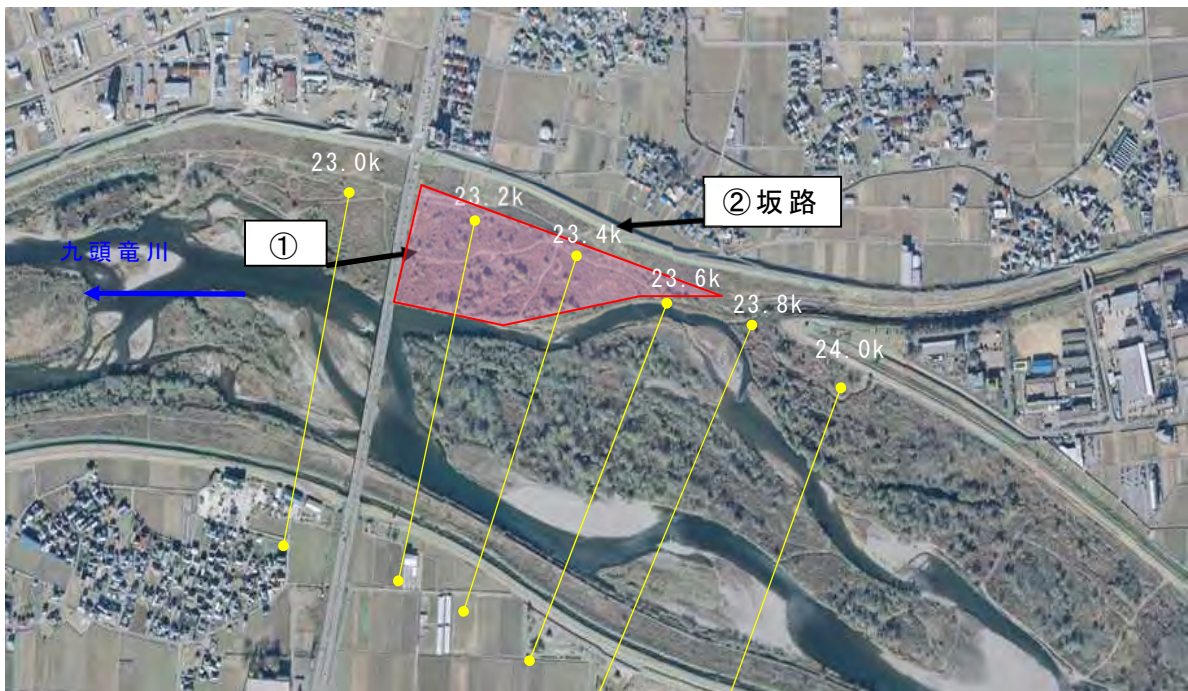


② 坂路



● 伐採箇所

坂井市宇随地先 約 6.6ha  
九頭竜川右岸 23.2k~23.6k



※ 上記赤枠箇所が樹木採取場所。